

平成 29 年 8 月 22 日

投資家の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」  
の信託約款の変更予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

このたび当社では、下記の通り、追加型証券投資信託「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託約款を変更するための手続きを行っております。

つきましては、当ファンドのご購入に際しましては、当該信託約款の変更が行われる場合がある旨あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 信託約款変更の内容および変更の理由

<変更の内容>

①当ファンドは、「組入対象となる優先証券は、取得時において 1 つ以上の国際的格付機関（S&P 社、Moody's 社など）から、A-または A3 格相当以上の格付を取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。」と信託約款に定めておりますが、これを「組入対象となる優先証券は、取得時において 1 つ以上の国際的格付機関（S&P、Moody's およびフィッチ）から、BBB-または Baa3 格相当以上の格付を取得している発行体が発行している銘柄に限定し、また、ポートフォリオ全体の平均格付を BBB-または Baa3 格相当以上に保つことで、ファンドの信用リスクをコントロールします。」と変更いたします。

②平成 18 年改正信託法を適用させるための約款変更を行います。

<変更の理由>

①昨今の金融規制の強化や市場環境等の変化により、投資対象となる銘柄が激減しており、効率的

なファンド運営が難しい状況となっております。このような状況の下、本来の商品性を維持した運用の継続が困難となっております。このため、信託約款を変更し、ポートフォリオのクオリティを一定以上に保ちつつ、投資対象を拡大することにより、設定解約等のファンド運営面における運用効率の向上や、安定的かつ更に魅力的な利回りを目指した運用を行うことが受益者の利益に資すると判断し、信託契約を変更するものです。

②平成 18 年改正信託法の適用ファンドと平仄を合わせるためです。

## 2. 信託約款変更手続の日程等

- ①基準日 : 平成 29 年 8 月 22 日 (火)
- ②異議申立期間 : 平成 29 年 8 月 22 日 (火) から平成 29 年 9 月 25 日 (月) まで
- ③信託約款変更予定日 : 平成 29 年 11 月 18 日 (土)

なお、平成 29 年 8 月 19 日 (土) 以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については、上記の異議申立の権利はございませんのでご了承ください。

以 上